

報告第5号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年5月15日

大阪市長 横山英幸

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（款名を含む。以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
目次	目次
[第1章 略]	[第1章 同左]
第2章 普通税	第2章 [同左]
[第1節・第2節 略]	[第1節・第2節 同左]
第3節 軽自動車税	第3節 [同左]
第1款 通則（第113条－第116条）	第1款 通則（第113条－第114条）
第2款 賦課及び徴収（第117条－第127条）	第2款 環境性能割（第114条の2－第114条の10）
	第3款 種別割（第115条－第127条）
[第4節 略]	[第4節 同左]
[第3章・第4章 略]	[第3章・第4章 同左]

附則

(延滞金)

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

(1) 第55条第1項、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

[(2) 略]

(3) 第136条第2項又は第149条第2項の規定による修正申告書に係る税額 当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

[2～7 略]

附則

(延滞金)

第14条 [同左]

(1) 第55条第1項、第114条の5第1項、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

[(2) 同左]

(3) 第114条の6第2項、第136条第2項又は第149条第2項の規定による修正申告書に係る税額 当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

[2～7 同左]

(軽自動車税の納税義務者等)

第113条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

[削る]

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第113条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第113条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割により、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第113条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなし

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

[削る]

[削る]

[削る]

て、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の政令で定める3輪以上の軽自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項及び第114条の5第1項第1号において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合（他の市町村の区域から本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合を除く。）には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第2款 環境性能割

(環境性能割の課税免除)

第114条の2 日本赤十字社が所有する次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 巡回診療又は患者輸送の用に供する3輪以上の軽自動車
- (2) 血液事業の用に供する3輪以上の軽自動車
- (3) 救護資材の運搬の用に供する3輪以上の軽自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他公益のための事業の用に供する3輪以上の軽自動車

(環境性能割の課税標準)

第114条の2の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第114条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。)のうち3輪以上のもの(同条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第451条第2項各号に掲げるガソリン

軽自動車のうち3輪以上のもの(法第446条第1項並びに前項、第4項(法第451条第4項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。)及び第5項(法第451条第5項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第446条第1項、第451条第4項及び第5項並びに前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車に対して課する環境性能割の税率については、法第451条第4項に定めるところによる。

5 法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車に対して課する環境性能割の税率については、法第451条第5項に定めるところによる。

(環境性能割の徴収の方法)

第114条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第114条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割

の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時

(2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

(3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、当該3輪以上の軽自動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第114条の6 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき

者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第114条の7 環境性能割の納税義務者は、第114条の5第1項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（第14条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）は、法第456条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第114条の8 環境性能割の納税義務者が第114条の5の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、

100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(災害により損害を受けた自動車等に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の減免)

第114条の9 災害により損害を受けた自動車又は3輪以上の軽自動車に代わるものとして取得した3輪以上の軽自動車で市長が必要と認めるものに対しては、市規則で定めるところにより環境性能割を減免する。
(公益上その他特別の事情がある者に対する環境性能割の減免)

第114条の10 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、市規則で定めるところにより環境性能割を減免することができる。

第3款 種別割

(種別割の課税免除)

第115条 商品である軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第116条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

[(1)~(3) 同左]

(種別割の賦課期日)

第117条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(軽自動車税の課税免除)

第115条 商品である軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第116条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

[(1)~(3) 略]

第2款 賦課及び徴収

(軽自動車税の賦課期日)

第117条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(軽自動車税の納期)

第117条の2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

[2 略]

(軽自動車税の徴収の方法)

第118条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第119条 新たに軽自動車等の所有者（第113条の2第1項又は第2項の規定により所有者とみなされる者を含み、法第445条の規定により軽自動車税を課されない者を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（第113条第2項本文の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者をいう。以下この項において同じ。）となった者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市の区域内に移転させた所有者若しくは使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、当該軽自動車等の所有者等となった日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次

(種別割の納期)

第117条の2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

[2 同左]

(種別割の徴収の方法)

第118条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割に関する申告又は報告)

第119条 新たに軽自動車等の所有者（第113条の2第1項又は第2項の規定により所有者とみなされる者を含み、法第445条の規定により種別割を課されない者を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（第113条第3項本文の規定により種別割を課されることとなる使用者をいう。以下この項において同じ。）となった者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市の区域内に移転させた所有者若しくは使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、当該軽自動車等の所有者等となった日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日から10日以内に、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の

項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

[4 略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第120条 [略]

[2 略]

(災害により使用不能となった軽自動車等に対する軽自動車税の免除)

第121条 災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、軽自動車税を免除する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する軽自動車税の減免)

第122条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。

(軽自動車税の減免の申請手続)

第123条 第121条の規定により軽自動車税の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(4) 略]

規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

[4 同左]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第120条 [同左]

[2 同左]

(災害により使用不能となった軽自動車等に対する種別割の免除)

第121条 災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、種別割を免除する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する種別割の減免)

第122条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより種別割を減免することができる。

(種別割の減免の申請手続)

第123条 第121条の規定により種別割の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(4) 同左]

2 前条の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車税の納期限までに、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免の取消し)

第124条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第121条又は第122条の規定による減免を取り消す。

- (1) 軽自動車税の減免を受けた者が、第121条又は第122条に規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 軽自動車税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第125条 [略]

2 法第445条又はこの条例第113条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されない者が、新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村の区域内から本市の区域内に移転させたときは、当該軽自動車税を課されない者は、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

[3～7 略]

2 前条の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該種別割の納期限までに、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(種別割の減免の取消し)

第124条 [同左]

- (1) 種別割の減免を受けた者が、第121条又は第122条に規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 種別割の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第125条 [同左]

2 法第445条又はこの条例第113条第3項ただし書の規定により種別割を課されない者が、新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村の区域内から本市の区域内に移転させたときは、当該種別割を課されない者は、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

[3～7 同左]

(軽自動車税に係る証明書の交付)

第127条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、現に当該軽自動車税を滞納していないとき又は現に当該軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、市長は、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

附 則

第13条 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 略]

(種別割に係る証明書の交付)

第127条 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る種別割の納税義務者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、現に当該種別割を滞納していないとき又は現に当該種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、市長は、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

附 則

第13条 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 同左]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [略]

[2 略]

3 法附則第15条第13項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第20項の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

[削る]

[削る]

[削る]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [同左]

[2 同左]

3 法附則第15条第14項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第21項の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第20項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

[削る]	<u>13</u> 法附則第15条第25項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
[削る]	<u>14</u> 法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。
[削る]	<u>15</u> 法附則第15条第25項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
[削る]	<u>16</u> 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
[削る]	<u>17</u> 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
[削る]	<u>18</u> 法附則第15条第25項第4号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
[削る]	<u>19</u> 法附則第15条第25項第4号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
[削る]	<u>20</u> 法附則第15条第25項第4号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>10</u> 法附則第15条第27項の条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>21</u> 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>11</u> 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>22</u> 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>12</u> 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>23</u> 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>13</u> 法附則第15条第39項の条例で定める割合	<u>24</u> 法附則第15条第40項の条例で定める割合

<p>は、3分の1とする。</p>	<p>は、3分の1とする。</p>
<p><u>14</u> 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p><u>25</u> 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p><u>15</u>・<u>16</u> [略]</p>	<p><u>26</u>・<u>27</u> [同左] (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第32条の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第14条及び第16条の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第32条の3</u> 市長は、当分の間、第114条の9及び第114条の10の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第32条の4</u> 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告については、当分の間、第114条の5及び第114条の6の規定を適用しない。この場合において、当該申告又は報告については、法附則第29条の11に定めるところによる。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付の特例等)</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第32条の5</u> 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の納付については、当分の間、第14条及び第114条の5から第114条の7までの規定を適用しない。この場合において、当</p>

該徴収金の納付については、法附則第29条の12に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

[削る]

第32条の6 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

[削る]

第32条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第1項から第3項までの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	100分の1	100分の0.5
第2項	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

2 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車(営業用の3輪以上の軽自動車に限る。)に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第29条の18第1項(法第451条第4項において準用する同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)に定めるところによる。

3 法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車(営業用の3輪以上の軽自動車に限る。)に

対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第5項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第29条の18第1項(法第451条第5項において準用する同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)に定めるところによる。

- 4 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第114条の3第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中

(軽自動車税の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)A(A)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

[削る]

(軽自動車税の特例)

第34条 [略]

- 2 平成27年3月31日以前に最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)A(A)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)A(A)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の特例)

第34条 [同左]

- 2 平成27年3月31日以前に最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定を受

<p>番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税</u>に係る第116条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 略]</p>	<p>けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税の種別割</u>に係る第116条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という）附則第13条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 4 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略